響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカ、サシバ、ミサゴ及びハチクマについて営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、このうち８箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る９箇所についても島根県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、一般国道のバイパスを、出雲市の近傍で計画されている高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線との二重投資を避けるために、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路として建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成18年３月14日に都市計画決定された都市計画と、のり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ２車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う附帯工事及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、かれ以外の範囲は使用としているほかから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県出雲市役所

○国土交通省告示第二百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　大ゴウシ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県熱海市泉元宮上分

字大ゴウシ　四二八四番一六　一号

四二八四番一三　一二号

字奥西山　四一三番五二一九　十二号から六号まで

四一三番五三七　十七号、八号及び十一号から六号まで

四一三番七五二　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　谷戸沢右支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県伊豆市修善寺

字上り山　三五九四番一　一号及び二号

三五九二番　三号

三五九一番　四号

字谷戸洞　五〇六番　五号

五〇七番　九号

五〇九番一　十号

字下山　三五八〇番　六号及び七号

三五六八番　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　本村新屋上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県磐田市上野部

字本村　一一九番一　一号から三号まで

一一一番　四号及び五号

一一三番　七号

一一四番　八号

一一五番一　九号

一一五番二　十号

一一六番一　十一号

一一六番二　十二号

一一七番一　十三号

一一七番二　十四号

一一八番一　十五号

一一八番二　十六号

一一九番一　十七号

一二〇番一　十八号

一二〇番二　十九号

一二〇八番一　二十号から二十二号まで

一二〇五番一　二十三号

一二〇四番一　二十四号

一二〇四番二　二十五号及び二十六号

一二〇五番一　二十七号及び二十八号

一二〇八番一　二十九号及び三十号

字田ヶ谷　一二〇八番一　三十一号及び三十二号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第八百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県浜松市北区引佐町井伊谷

字的場　三七一二番一五　一号から三号まで

三七一二番一〇　四号

三七一二番一七　二十五号

字大室山　三七一二番一四一　二十三号

三七一二番一一一　二十四号

静岡県浜松市北区引佐町三岳

字東山　六七五番一　五号及び六号

六七三番一　七号及び八号

六七三番二　八号及び九号

六七〇番二　九号及び十号

六四一番二　十号から十二号まで

字向田　一〇五番九　十三号

一〇五番八　十四号

一〇五番七　十五号

一〇五番一三八　十六号

一〇五番一三〇　十七号

一〇五番一一一　十八号

一〇五番一一八　十九号

一〇五番六　二十号から二十二号まで

○国土交通省告示第二百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　字田ヶ谷　一二〇八八番一　六号及び八号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第八百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

静岡県浜松市北区引佐町井伊谷

字的場　三七一二番一五　一号から三号まで

三七一二番一〇　四号

三七一二番一七　二十五号

字大室山　三七一二番一四一　二十三号

三七一二番一一一　二十四号

静岡県浜松市北区引佐町三岳

字東山　六七五番一　五号及び六号

六七三番一　七号及び八号

六七三番二　八号及び九号

六七〇番二　九号及び十号

六四一番二　十号から十二号まで

字向田　一〇五番九　十三号

一〇五番八　十四号

一〇五番七　十五号

一〇五番一三八　十六号

一〇五番一三〇　十七号

一〇五番一一一　十八号

一〇五番一一八　十九号

一〇五番六　二十号から二十二号まで

一一一〇二番一　九号

一一一〇四番一　十号

一一一〇四番二　十一号及び十二号

一一一〇五番一　十三号及び十四号

字田ヶ谷　一二〇八八番一　六号及び八号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　山田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第八百七十六号で指定した土地の区域を除く。）